

令和5年4月1日

こども家庭庁の設置にあたって（会長談話）

静岡県司法書士会

会長 白井聖記

令和5年4月1日、こども家庭庁が設置され、こども基本法も施行されました。当会は、こども家庭庁を司令塔とし常にこどもの最善の利益を第一に考え、権利を保障し誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくという理念に賛同します。

司法書士は、親権を行う者がいないこどもの未成年後見人や未成年後見監督人に就任すること、関連する制度を改善していく活動により、こどもの権利擁護に取り組んでいます。

令和4年12月14日には「未成年後見人支援事業に関する会長声明」を发出し、児童相談所の関与がない場合であっても、未成年後見人の報酬補助や未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助を受けられるよう、未成年後見人支援事業の要件を緩和すること、及び未成年後見監督人の報酬を補助する事業を新設することを求めてきました。

また、当会では高校生向けに法教育講座を開催したり、こどもに関する心配事を気軽に相談していただけるよう児童養護施設との連携を図る取り組みをしています。

こども家庭庁の設置が、こどもを取り巻く制度の改善につながり、こどもの権利擁護が推進される契機となることを期待します。